

平成25年度使用済み電気・電子機器の輸出時における 中古品判断基準等検討会

設置要綱

1. 会議の背景と目的

近年、部品や金属の回収等を目的として、電気・電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動が急増している。E-wasteには鉛等の有害物質が含まれている場合があり、輸出先で不適正に処理されると、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）の枠組みにおいて、輸出の規制が行われる必要がある。バーゼル条約の下では、「E-wasteの越境移動に関する技術ガイドライン」の策定に向けて議論が行われており、この中で、バーゼル条約の枠組みの中で扱われるべきE-wasteの明確化についても議論されている。

我が国では、輸出先（特に発展途上国）においてE-wasteが不適切に処理されている背景として、有害な特性を有する使用済み電気・電子機器で、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されている実態が指摘されている。環境省においては、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」）の適切な施行、運用等を担保すべく、使用済み電気・電子機器が中古品であるか否かの判断基準（以下、「中古品判断基準」という。）の策定に向けて議論を継続してきた。平成24年6～7月には、中古品判断基準案を公表し、パブリックコメントを募集したところ、多くのコメントが寄せられた。これについては、平成24年度に設置した「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会」（以下、「昨年度検討会」という。）において議論されたところである。

平成25年度は、これまでの成果を踏まえ、中古品判断基準及び基準の運用のあり方を検討することを目的に、「平成25年度使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準等検討会」を設置する。

2. 議論の内容

本検討会では、中古品判断基準及びその運用のあり方について検討を行う。

具体的には、平成24年度にパブリックコメントを募集した中古品判断基準案について、コメントの内容を踏まえつつ、またバーゼル条約第12回締約国会議（平成27年5月開催予定）で採択が見込まれている「E-wasteの越境移動に関する技術ガイドライン」の検討状況との整合性を図りつつ、基準の内容及び運用のあり方について検討するとともに、その後の運用状況について評価を行う。また、正常作動検査については、昨年度検討会の議論を踏まえ、その代替手段の要件等について検討し、具体的な代替手段の評価を行う。

3. 委員構成（敬称略）

本検討会は次の委員から構成される。（五十音順）

氏名	所属
小島 道一	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所 新領域研究センター 環境・資源研究グループ長
鶴田 順	海上保安大学校准教授
寺園 淳	独立行政法人国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター 国際資源循環研究室長
吉田 文和	北海道大学大学院経済学研究科教授

□その他、必要に応じ委員等の追加があり得るものとする。

4. 座長

座長は委員の互選により決定する。

5. 検討会開催予定及び議論の内容

本検討会は、平成25年度中に2回程度、各回2時間程度都内にて開催する。

回次	開催予定時期	議論の内容(予定)
第1回	8月上旬	・ 我が国における中古品判断基準の取扱い ・ 正常作動検査の代替手段の要件
第2回	2月又は3月	・ 中古品判断基準の運用状況 ・ 正常作動検査の代替手段の報告

6. 事務局

事務局は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室及び同室より業務を請け負った株式会社エックス都市研究所とする。

7. 会議内容等の公開等

本検討会は公開で行うこととし、会議資料も原則公開とする。但し、個人情報や企業秘密等の理由により、本検討会で公開しないことが妥当と認められた場合はこの限りではない。

検討会での発言をとりまとめた議事要旨は、委員の確認を受けて事務局が作成し、公開資料として取り扱うこととする。